

保育所等訪問支援とは

特別な支援ニーズのある対象児童について、児童の発達支援に関わる専門スタッフが、児童の集団生活の場である保育園、幼稚園、学校、施設などに月1、2回程度訪問し、個別支援を行うサービスです。対象児童に対する支援(直接支援)だけでなく、保育園、幼稚園、学校、施設などの職員に対する支援(間接支援)も含まれます。

〈対象〉

保育園、幼稚園、小学校などに在籍している
障害のある児童

〈利用までの手順〉

- ・豊川市の福祉課へ申請します。
- ・利用の可否については市町村が調査して判断します。

〈利用料〉

児童福祉法に基づく、障害児通所給付費の対象となる利用者負担があります。
(世帯の所得に応じて)

〈連絡先〉

児童発達支援室きらら

電話 0533 (84)1123

Fax 0533 (95) 2590

Mail: kirara@kza.biglobe.ne.jp



実際の利用の流れ

1. 個別支援計画の作成
2. 訪問支援開始
3. お子さんの様子を観察
4. 観察後、担任等と
カンファレンス
5. 園での様子を保護者に報告
6. 3カ月程度でモニタリング
一緒にその後の方針を決定

園や学校との連携を図りながら、お子さんが楽しい園生活、学校生活を送ることができるよう支援をしていきます。
気になること等々・・・
お気軽にご相談ください。

